

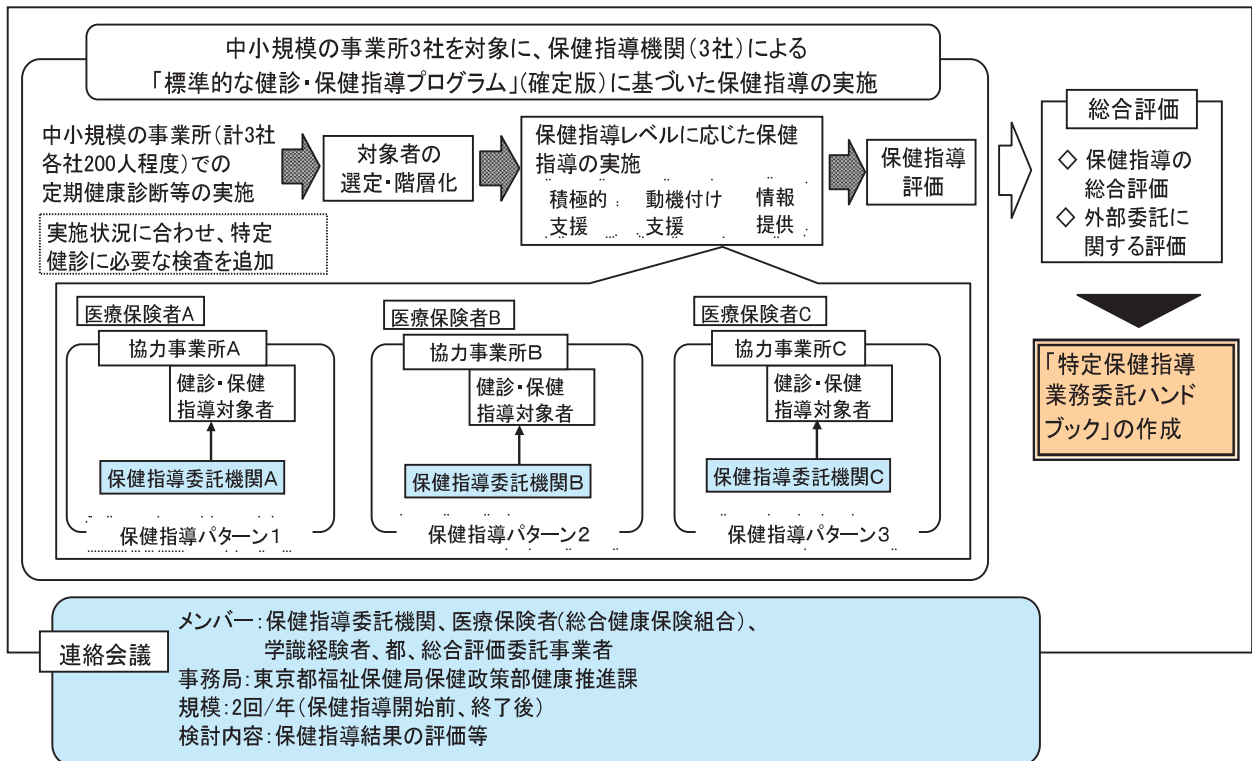
第 1 章

本書の活用方法

I 本書作成の経緯

- 本書は、平成19年度に都が実施した「特定健診・保健指導の実施体制整備支援事業」（以下、「モデル事業」という。）の実施結果に基づき、医療保険者において活用可能と思われる特定保健指導の実務的なポイントを整理したものです。
- モデル事業では図1に示すとおり、医療保険者（総合健康保険組合）3団体の協力を得て、それぞれの加入事業所から一つずつ協力事業所を選定し、そこに勤務する従業員（被保険者）を対象に、都が委託した3つの保健指導機関（以下、「保健指導委託機関」という。）による3つのパターンの保健指導（介入期間4～5か月）を実施しました。
- 本書では、モデル事業で実施した保健指導の結果を、学識経験者の助言の下に検証し、医療保険者が行う特定保健指導の業務委託契約の準備や保健指導機関選定のポイント、保健指導の脱落防止策の事例など、医療保険者の実務担当者にとって参考になるとと思われる内容をまとめています。

図1 モデル事業の概要



《モデル事業における健診・保健指導》

(1) 協力事業所の選定

- * 都内に所在する中小規模の事業所であること。
- * 40歳以上の従業員数が200名程度であること。
- * 「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号。以下、「労安法」という。)に基づく今年度の定期健康診断を既に実施済みであること。

(2) 特定健診項目の追加実施

定期健康診断にない項目で、特定保健指導の階層化に必要な項目(腹囲)を追加実施しました。

(3) 保健指導の実施

健診結果に応じて、下記の保健指導を実施し、それぞれについて評価を実施しました。

① 情報提供レベル

保健指導対象外となった者について、健康的な生活習慣に関する普及啓発用のパンフレットを配布。

② 動機付け支援

面接による保健指導を実施。

③ 積極的支援

保健指導委託機関3社がそれぞれ表1の3パターンのうち1つのプログラムを実施。

○ 保健指導方法(個別またはグループ面接、電話、e-mail、その他)、指導回数等を考慮した3パターンの保健指導プログラムを都が設定。

○ 各保健指導委託機関は、事業所別に立案した保健指導計画及び個別保健指導支援計画に基づき、独自の媒体を使用し、上記のうち1パターンの保健指導を実施。

表1 モデル事業における積極的支援者への3パターンの保健指導

	健診・保健指導対象者	初回面接終了後の継続支援方法
パターン1	被保険者(従業員)のみ	個別面接、電話、文書による支援
パターン2	被保険者・被扶養者※ (従業員・家族(配偶者等))	個別面接、IT、文書による支援
パターン3	被保険者(従業員)のみ	IT、電話、文書による支援

※ パターン2については、被扶養者に対しても、健診・保健指導を実施。

＜医療保険者による生活習慣病対策＞

参考

(「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」参考資料⑦)

医療構造改革における医療保険者の役割分担として、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、医療保険者(国保・被用者保険)に対し、40～74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査(特定健康診査)及び保健指導(特定保健指導)の実施を義務づけることとなった。

◇特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方(図表5より引用)

	これまでの健診・保健指導	最新の科学的知識と、課題抽出のための分析	これからの健診・保健指導
健診・保健指導の関係	健診に付加した保健指導		内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	プロセス(過程)重視の保健指導		結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療		内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行う
内容	健診結果の伝達、理想的な生活習慣に係る一般的な情報提供		自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる
保健指導の対象者	健診結果で「要指導」と指摘され、健康教育等の保健事業に参加した者		健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」を行う
方法	一時点の健診結果のみに基づく保健指導 画一的な保健指導		健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施 個々人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮した保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価 実施回数や参加人数		アウトカム(結果)評価 糖尿病等の有病者・予備群の25%減少
実施主体	市町村	行動変容を促す手法	医療保険者

II 本書の活用方法

1 本書が取り扱う範囲

- 本書では特定保健指導に関する業務を中心に取り扱っています。ただし、特定保健指導の業務と関連の強い事項については、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）についても記載しています。
- また、特定健診等の契約形態には、いわゆる集合契約と個別契約の2通りがありますが、本書は個別契約を想定して説明しています。

2 本書の活用方法

- 特定保健指導の業務委託を新たに検討する段階から、委託による事業の実施、年度末における事業評価までの各段階で実務に活用することができます。また、委託業務の改善や見直しにも御活用ください。
- 本書で取り扱っている事例は、一般的な特定保健指導の実施体制を想定しています。各医療保険者は、本書を参考にそれぞれの実情に応じ、本書の記述内容の加除修正等により、オリジナルのマニュアルを作成することをお勧めします。

3 本書を活用する上での留意事項

- 本書のバックデータとなった前述のモデル事業は、保健指導の介入期間が国の定める最長6か月間よりも短いことや、保健指導の実施規模が小さいことなどの条件の下で行われたものであり、そのまますべての特定保健指導の実施ケースに当てはまるわけではありません。
- 本書は、平成19年度末の時点で作成したものであり、今後、制度改正や運用基準等の見直しがあった場合は、適宜、状況に応じた対応が必要です。